

平川市自殺対策計画

平成31年3月

平 川 市

目 次

第1章 平川市自殺対策計画について

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 基本理念 3
- 5 自殺対策の目標 4

第2章 平川市の自殺の現状について

- 1 自殺者数、自殺死亡率の推移について 5
- 2 性別、年代別での自殺者数の推移について 6
- 3 平川市の自殺者の特徴 7
- 4 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率 8
- 5 高齢者の自殺の内訳について 9
- 6 有職者の自殺の内訳について . . . 10

第3章 平川市のこれまでの自殺対策と課題

- 1 平川市における取り組み状況 . . . 11
- 2 平川市の自殺対策の課題について . . . 12

第4章 平川市自殺対策計画の基本方針

- 1 施策体系について . . . 13
- 2 基本施策について . . . 14
- 3 重点施策について . . . 20
- 4 生きる支援関連施策について . . . 23

第5章 計画の推進体制

- 1 平川市自殺対策推進本部の体制について . . . 24
- 2 自殺対策ネットワーク会議の体制について . . . 25
- 3 各団体との関わりについて . . . 26

資 料

- 1 平川市自殺対策推進本部設置要綱 . . . 28
- 2 平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱 . . . 30
- 3 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例 . . . 32
- 4 平川市健康づくり推進協議会規則 . . . 35

第1章 平川市自殺対策計画について

1 計画策定の趣旨

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において、「市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情等を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする」とされました。

これは、国の方針が、各市町村に対し、改正前自殺対策基本法からより具体的な施策を推進するよう、新たに定められたものです。

平川市では、平成20年度に発表された標準化死亡比において男性の自殺市の部全国ワースト1位という結果を受け、組織内に「自殺予防ネットワーク会議」を設立し、近隣市町村に先駆け自殺対策を実施してきました。

また、平成27年10月25日に施行した「平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例」において、「心の健康づくり」を重点的な施策として掲げ、施策を展開してきたところであります。

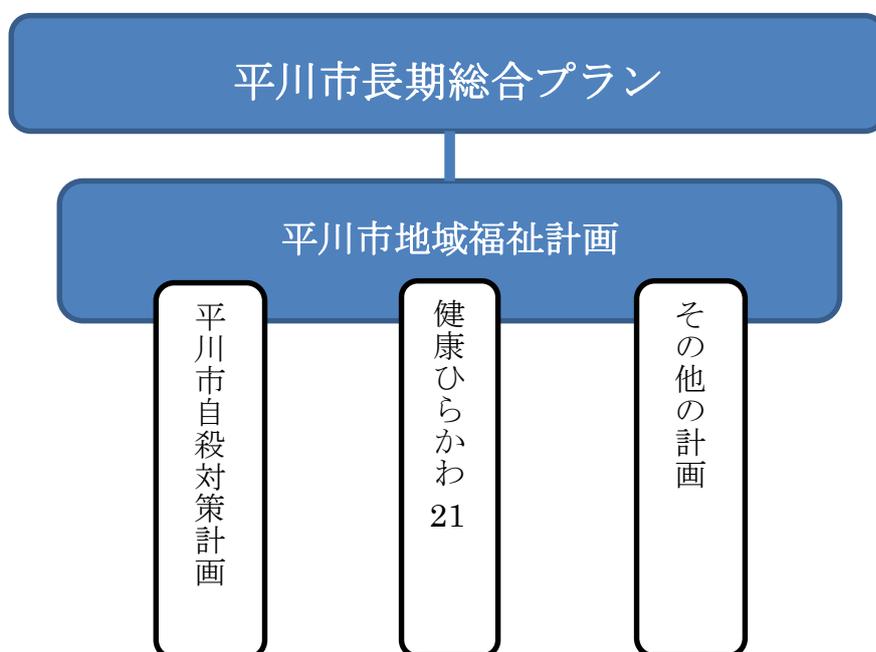
今後は、国、県の自殺対策の動向を踏まえ、実状に即した自殺対策計画を策定し、さらなる総合的な自殺対策を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、上位計画となる「平川市長期総合プラン」及び「平川市地域福祉計画」における自殺対策を進めるための具体的な計画となります。

また、関連性のある計画である「健康ひらかわ21」などの計画と十分な整合を図るものとします。(図1-1)

●図1-1 他計画との関係について



3 計画の期間

平成31年度から平成35年度の5年間を計画期間とします。また、国や県の施策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

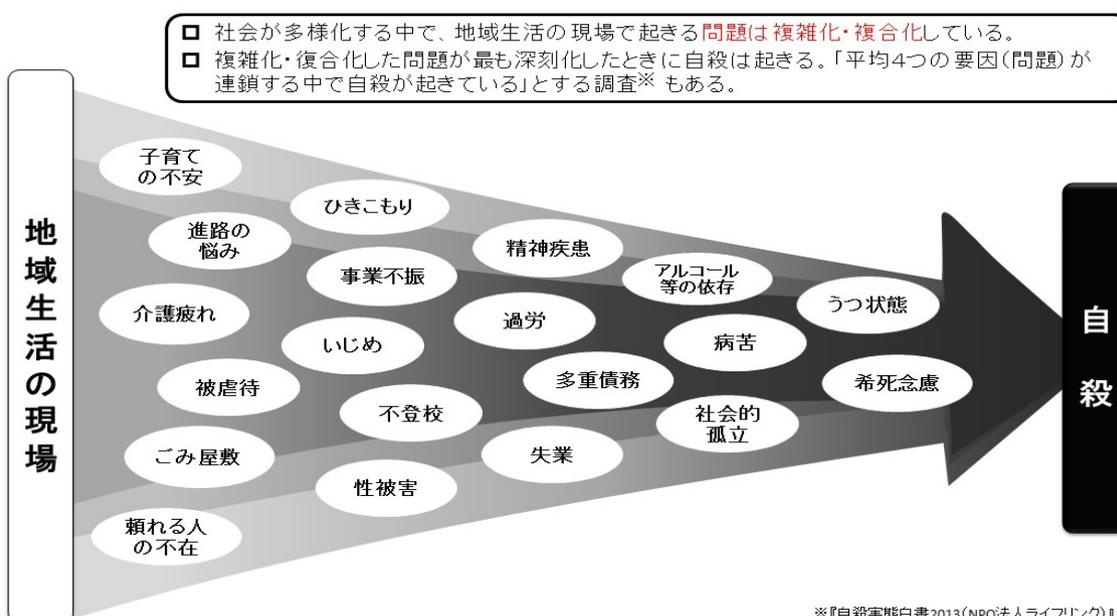
4 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因であることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。(図1-2)

自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」と掲げています。また、第2条では、基本理念として、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施される必要があることが示されています。

このことから、「生きることの包括的な支援」として、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられることを目的とし、全ての市民がかけがえのない個人として尊重される平川市となるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない平川市」の実現を目指します。

●図1-2 様々な要因が複合化し、自殺へと至るイメージ図



5 自殺対策の目標

国では、「自殺総合対策大綱」において、平成38年度までに自殺死亡率*を平成27年度18.5に比べ30%以上減少させることとしています。

また、県においても、平成28年度の自殺死亡率21.0を平成38年度までに30%以上減少させ、自殺死亡率14.7とすべく、平成35年度までの計画としては自殺死亡率16.6と設定しています。

平川市においては、自殺死亡率を県平均並みに減少させることを目標とすることからも、「いのち支える青森県自殺対策計画」における青森県の平成35年度までの自殺死亡率の数値目標16.6と同数とし、自殺者数年間5名以下とすることを目指します。

●図1-3 国、県、平川市の自殺死亡率目標の設定について

	現 状 平成 29 年	本計画 平成 35 年度	(参考) (平成 38 年度)
国の計画	16.4	14.5 (12%減)	12.9 以下 (21%減)
県の計画	20.8	16.6 (20%減)	14.7 (29%減)
市の計画	28.3	16.6 (41%減)	

*自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数を示す数値

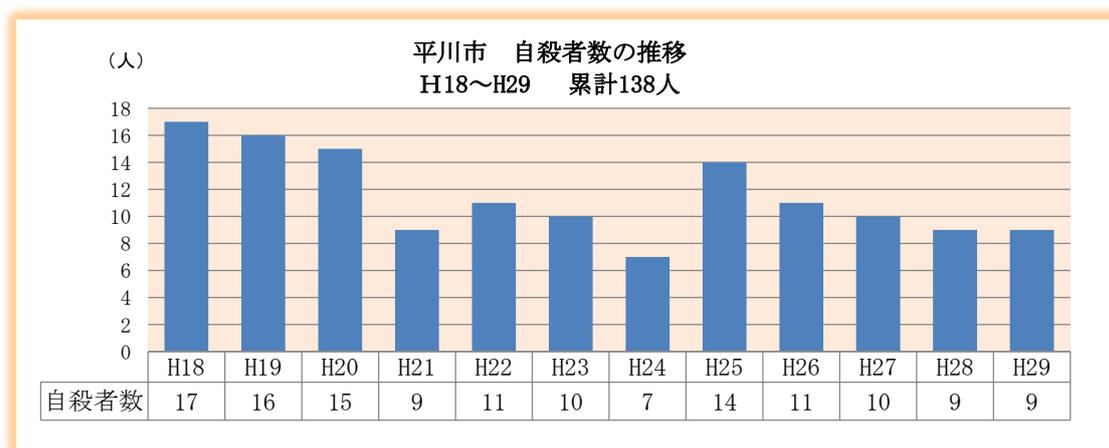
第2章 平川市の自殺の現状について

1 自殺者数、自殺死亡率の推移について

平川市の自殺者数は、市制施行の平成18年の17人をピークとし、平成21年まで減少傾向にありました。それ以降は年間10名前後で横ばいの推移をしています。(図2-1)

なお、自殺死亡率は平成18年の48.5をピークに減少し、平成29年度は28.3まで減少していますが、県平均の20.8、国平均の16.4に比べ依然として高い状態にあります。(図2-2)

●図2-1 平川市の自殺者数の推移



資料：平川市子育て健康課

●図2-2 平川市の自殺死亡率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
平川市	48.5	46.1	43.7	26.4	32.2	29.6	20.8	42.0	33.4	30.8	28.0	28.3
青森県	31.1	33.4	34.1	34.6	29.4	26.2	24.3	23.3	20.5	20.5	21.0	20.8
全 国	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

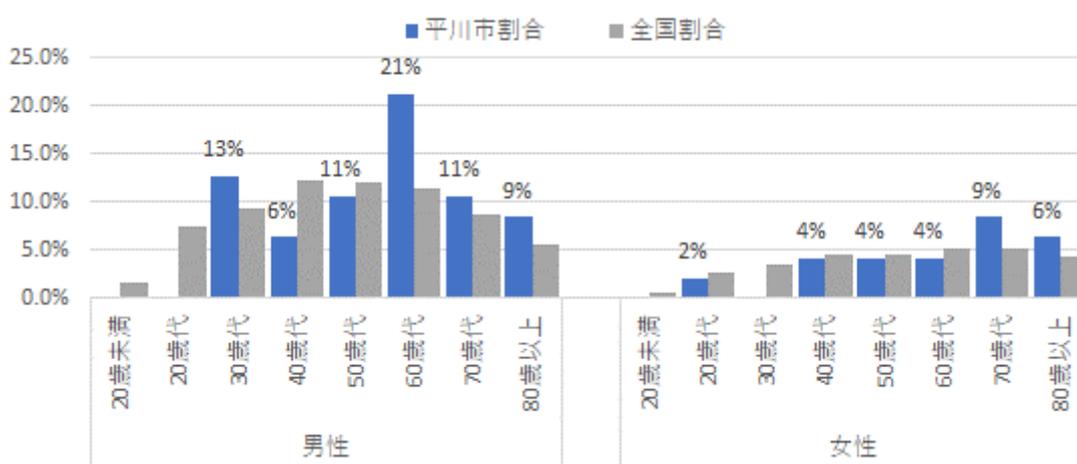
人口は10月1日現在

資料：厚生労働省及び市独自集計による

2 性別、年代別での自殺者数の推移について

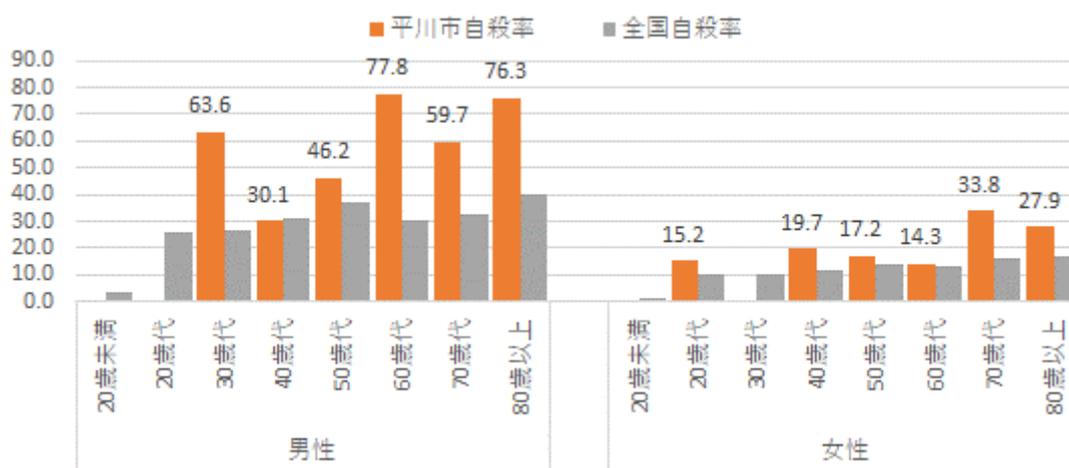
性別、年代別での自殺者数をみると、女性はほぼ全国平均となっていますが、男性については30歳代及び60歳代の自殺者割合が高く、自殺死亡率においてはほぼすべての年代について全国平均を上回っています。(図2-3、図2-4)

●図2-3 性別、年代別の自殺者割合 (H25～H29年平均)



資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロフィール (JSSC 2018) より

●図2-4 性別、年代別の自殺死亡率 (H25～H29年平均)



資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロフィール (JSSC 2018) より

3 平川市の自殺者の特徴

生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分*）・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分を見ると、自殺者に占める割合が最も多いのは、「男性・60歳以上・無職・同居者有」の区分となっています。（図2-5）

また、自殺に至る経路については、年々複雑化しています。（図2-6）

*成人3区分：年齢について、20歳～39歳、40歳～59歳、60歳以上に区分けしています。

●図2-5 平川市の主な自殺の特徴（H25～H29年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 * (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路** <small>自殺実態白書 2013（ライフリンク）参考</small>
1位:男性60歳以上無職同居	9	19.1%	79.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上有職同居	8	17.0%	67.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	8	17.0%	33.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性40～59歳有職同居	6	12.8%	37.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:男性20～39歳有職同居	4	8.5%	33.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

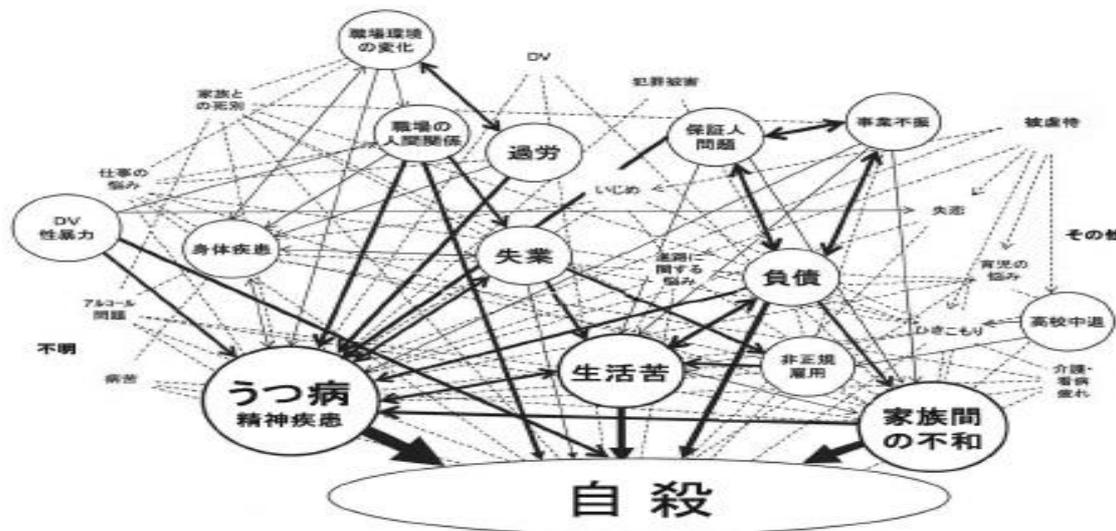
順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした

資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロファイル（JSSC 2018）より

●図2-6 自殺に至る経路図



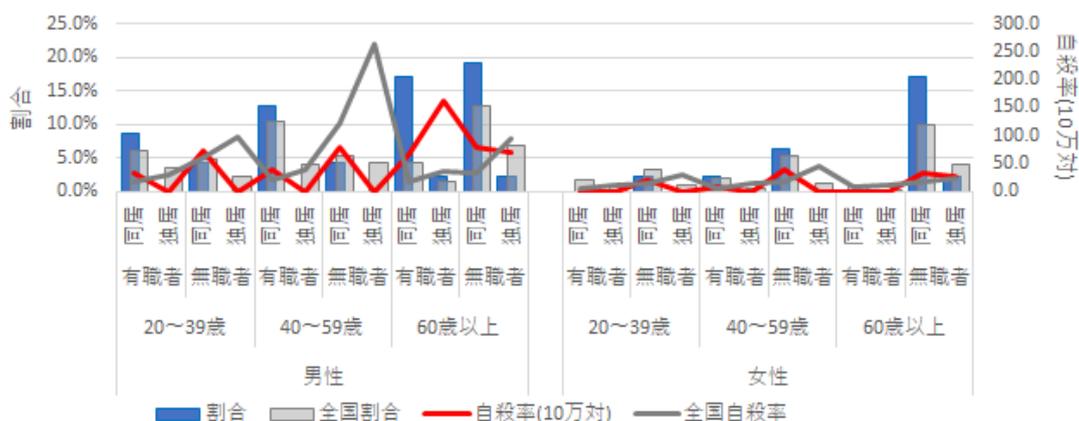
NPOライフリンク自殺実態白書2013より

4 生活状況別の自殺者割合・自殺死亡率

生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分）・職業の有無・同居人の有無）の自殺死亡率の割合では、女性は60歳以上・同居・無職者を除き、ほぼ全国平均並みとなっているのに対し、男性は60歳以上・同居の自殺死亡率が、有職、無職共に高く、自殺死亡率も平均を大きく上回っています。

平成21年当時では、男性の30歳～50歳代の自殺者数の多さが平川市における問題点とされていたところですが、近年では、40歳～59歳・同居・有職者の自殺者割合が平均を大きく超えているものの、近年は減少傾向にあり、全国平均を下回る結果となっています。全国自殺死亡率と比べても、総じて59歳までの自殺死亡率は低くなっています。（図2-7）

● 図2-7 平川市の自殺の概要（H25～H29年合計）



資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロファイル（JSSC 2018）より

5 高齢者の自殺の内訳について

60歳以上の自殺者について、性別・年代別・同居人の有無別にみると、全国との比較では60歳代男性同居人有の割合が大きく上回っています。それ以外の年代については、同居人の有無に関わらず、全国割合とほぼ同等の数値となっています。

●図2-9 60歳以上の自殺の内訳（H25～H29年合計）

性別	年代	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	8	2	28.6%	7.1%	17.1%	10.8%
	70歳代	5	0	17.9%	0.0%	15.1%	6.3%
	80歳以上	4	0	14.3%	0.0%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	2	0	7.1%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	3	1	10.7%	3.6%	9.1%	3.8%
	80歳以上	3	0	10.7%	0.0%	7.4%	3.5%
合計		28		100%		100%	

資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロファイル（JSSC 2018）より

6 有職者の自殺の内訳について

有職者における「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」の内訳は、「自営業・家族従業者」が55.0%、「被雇用者・勤め人」が45.0%となっており、(図2-10) 全国平均に比べ、自営業、家族従業者の割合が高くなっています。(図2-11)

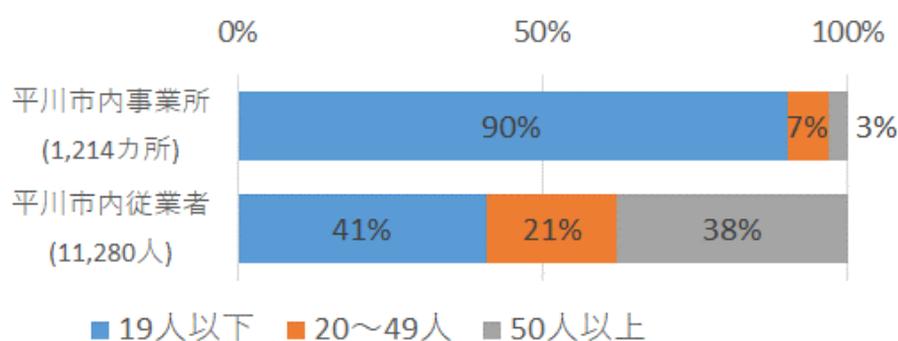
(性・年齢。同居の有無の不詳を除く)

●図2-10 有職者の自殺の内訳 (H25～H29年合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	11	55.0	20.3
被雇用者・勤め人	9	45.0	79.7
合計	20	100.0	100.0

資料：厚生労働省 平川市地域自殺実態プロフィール (JSSC 2018) より

●図2-11 平川市の事業所規模別事業所／従業者割合



	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	1,214	758	202	133	50	33	26	11	1
従業者数	11,280	1,503	1,319	1,797	1,171	1,233	1,882	2,375	-

資料：(H26 経済センサス基礎調査) ※2017提供分から更新なし

※ 労働者数50人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

第3章 平川市のこれまでの自殺対策と課題

1 平川市における取り組み状況

平川市では、平成20年に発表された標準化死亡比*が、男性244.4と、全国市の部においてワースト1位となり、自殺対策への取り組みを強く求められておりました。

特に、全国平均に比べ自殺者数の多かった、男性30歳代から60歳代までの年代への対応が求められていたことから、平成20年度から青森県立保健大学の協力のもと、うつスクリーニング**を実施しています。当初は、自殺者数の多い地区を選定し、30歳から74歳までを対象とし実施しておりましたが、平成27年度からは、全地区、30歳から60歳までの5歳区切りの年齢に対し実施しています。また、出産後の産後うつへの対策として、産後うつスクリーニングも実施しています。

同じく平成21年度より、弘前保健所の協力のもと、自殺対策強化にあたり、関連する窓口職員の連携強化及び相談窓口体制の構築のため、平川市総務部総務課において「自殺予防ネットワーク会議」を設立し、庁内各部署での相談窓口体制の充実を図っています。

その他、包括支援相談事業（対面相談事業）として司法書士や精神保健福祉士による夜間の総合相談、「傾聴」を学んだボランティア「やまびこの会」による傾聴サロンの実施、自殺予防に関わる者の人材育成として、ゲートキーパー講座や傾聴サロン養成講座を実施しています。また、市民すべての人々が心の健康づくりを意識し、自殺予防とする講演会や、自殺予防週間や月間での普及啓蒙活動、また自死遺族や若年層へのPR等を継続実施しています。

*標準化死亡比

年齢構成の異なる集団で、対象となる集団の死亡が、基準となる死亡と比べてどのくらい比率が高いかを示す指標で、全国を100としている。

**うつスクリーニング事業

対象者に「こころの健康度自己評価票」を保健協力員の協力により配布・回収し、判定結果を通知。陽性者に保健師等が訪問又は電話で状況確認し、抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方に精神科医師による対面相談等を実施、継続フォローや必要に応じて医療機関受診勧奨等適切な支援につなげる。

2 平川市の自殺対策の課題について

平川市では、平成30年に発表された標準化死亡比において、182.6となっており、平成20年発表の標準化死亡比からは減少傾向にあるものの、以前国、県平均より高い数値となっていることから、今後も引き続き自殺対策を継続し、自殺者数の減少に努める必要があります。(図3-1)

男性の自殺者については、60歳以上の自殺者の割合が増加しており、今後対策が必要と考えられます。(図3-2)

なお、女性の自殺者数の割合については、これまでも全国平均、青森県平均より低い割合を推移してきましたが、年々上昇傾向にあり、平成30年では全国平均と同一の100.0となっています。

こちらについては、主に60歳以上の自殺者の割合が多くなっていることから、今後は主に高齢者に対する対策が必要なものと考えられます。

●図3-1 県、市の標準化死亡比の推移

		平成20年発表 H15～H19	平成25年発表 H19～H23	平成30年発表 H23～H27
平川市	男	244.4	177.6	182.6
	女	84.9	86.9	100.0
青森県	男	165.1	144.2	120.5
	女	110.6	106.5	96.1

資料：厚生労働省発表による

●図3-2 平川市の年齢別自殺者数の推移 (H18～H29 3年毎集計)

	男 性					女 性					
	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	合計	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	合計	
30歳未満	3	2	0	0	5	30歳未満	1	0	1	0	2
30歳代	5	2	4	4	15	30歳代	0	1	0	0	1
40歳代	7	2	4	1	14	40歳代	0	0	0	2	2
50歳代	11	8	2	3	24	50歳代	0	0	2	0	2
60歳代	5	6	8	5	24	60歳代	3	1	1	1	6
70歳代	7	5	4	4	20	70歳代	2	1	3	2	8
80歳以上	1	1	1	4	7	80歳以上	3	1	1	2	7
合計	39	26	23	21	109	合計	9	4	8	7	28

資料：平川市子育て健康課

第4章 平川市自殺対策計画の基本方針

1 施策体系について

計画における施策体系については、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、自殺総合対策推進センターにより作成された、「地域自殺実態プロファイル【2018】【青森県平川市】」により、平川市の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺プロファイルに示された「重点施策」を中心に、地域の状況に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、その他の庁内の様々な相談窓口業務において、早期に自殺の芽を発見し、摘み取るとともに、適正な相談窓口や事業へつなげていくことを「生きる支援関連施策」としてとらえ、推進していきます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない平川市

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援
- 5 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の実施

重点施策

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者対策
- 3 勤務・経営者対策

生きる支援関連施策

2 基本施策について

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携、協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

このため、「平川市自殺対策推進本部」及び「平川市自殺対策ネットワーク会議」を定期的を開催することにより、各部局間又は関連団体との連携、協力を図ります。

また、自殺対策において、民間団体との連携は重要な役割を担っていることから、「健康づくり推進協議会」を中心とした民間団体との会議により、連携が円滑に機能するよう取り組みます。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
平川市自殺対策推進本部	市長をトップとした、自殺対策における庁内関係部局の連携を図るとともに、自殺対策について総合的に推進を図るため会議を開催します。	子育て健康課 市各部局
平川市自殺対策ネットワーク会議	各部署の窓口担当課を中心に連携を強化し、相談者を適切な窓口へつなげるよう会議を開催します。	子育て健康課 市各部局 社会福祉協議会
平川市健康づくり推進協議会	健康づくり関係団体と連携強化を図るため、会議を開催します。	子育て健康課 市内協力団体
青森しあわせネットワーク	青森県内の社会福祉法人の社会貢献活動として、経済的援助や食料の提供、就労、社会参加活動の提供等により、具体的な解決を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉団体

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺や自殺関連事業に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につながる、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するとともに、幅広い自殺対策教育や研修等を実施します。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
ゲートキーパー 研修	自殺の危機がある市民への具体的な声のかけ方や関わり方、関係機関へつなぐ方法を学び、誰もが安心して暮らせる地域づくりを担う人材を育成します。	子育て健康課
傾聴ボランティア 育成	市民の「傾聴」の技術取得、傾聴力の向上や情報交換の場を提供する。事業に精通した外部団体と連携協力し実施します。	子育て健康課



(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となりうる重大な問題であり社会全体の共通認識となるよう市民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ことの理解を促進していきます。

自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守って行くという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を推進します。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
広報活動	自殺予防に関する情報について、広報紙等を用いて市民に広く周知します。	子育て健康課 総務課
人権擁護事業	市民の人権意識を高めるための普及、啓発事業を実施します。	市民課
普及啓発活動	チラシやパンフレット、リーフレットでの自殺予防啓発の他、自殺対策強化月間、自殺予防週間での自殺予防の普及啓発を実施します。	子育て健康課
自殺予防普及啓発講演会	自殺予防について広く普及するよう、専門家による講演を実施します。	子育て健康課
健康教育・健康相談	健診結果通知等の際に、保健師が自殺予防についての啓発を行います。健康相談を行った際も同様に啓発します。	子育て健康課
思春期教室	思春期の特徴や心とからだの発達等に関する正しい知識の普及を図ります。	子育て健康課

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
産後うつスクリーニング	産後の育児不安や産後うつへの対応として保健師や助産師による家庭訪問を実施し、産後うつ病を早期発見し、適切に対応します。母親が抱えている問題を把握、支援するとともに、虐待の発生予防、早期発見につなげます。	子育て健康課
うつスクリーニング事業	対象者にこころの健康度自己評価票を配布、回収し、判定結果を通知。陽性者には、保健師等が訪問又は電話で状況確認し抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方には、対面相談等を実施し、継続フォローや必要に応じて医療機関への受診勧奨等適切な支援につなげます。	子育て健康課

(4) 生きることへの促進要因への支援

地域内において様々な支援を行うことにより、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることへの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクの低下を図る取り組みを推進します。困った時の相談や居場所づくりとし、住みやすい地域を目指します。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
子育て支援相談	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を実施します。	子育て健康課
DV 被害者支援	DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を実施します。	福祉課 市民課
障害者支援	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を実施します。	福祉課
介護高齢者支援	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を実施します。	平川市地域包括支援センター
傾聴サロン	傾聴を学ぶ傾聴ボランティア養成講座を修了し、傾聴サロン活動に登録者された方と協力し地域で気軽にお話しできる場、傾聴サロンを開催します。	子育て健康課 傾聴ボランティア

(5) 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の実施

児童生徒の自殺予防に向け、相談窓口の充実の他、就学前の児童虐待や就学後のいじめや非行など、自殺につながっていく要因の除去を行っていきます。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
児童虐待相談 (就学前児童)	就学前児童の虐待防止のための対策を充実させます。	子育て健康課
児童虐待相談 (就学児童)	児童生徒の些細な変化を見逃さないよう、学校における毎月の問題行動等の報告によって子ども達の状況把握に努めます。	指導課
教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面相談を実施します。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も実施します。	指導課
いじめ相談	いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防が図られるよう、各校のいじめ防止基本方針に基づく取組の評価と見直し、きめ細かな対応等の報告等を通じて、指導や助言を実施します。	指導課
非行相談	問題行動の未然防止を含めた児童、生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。	指導課
特別に支援を要する児童に対する支援・相談	特別に支援を要する児童、生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を実施します。	指導課

3 重点施策について

(1) 高齢者対策

高齢者の自殺は、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要になります。

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立、孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開や、高齢者の孤立、孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といった社会的なネットワークの醸成を促進する施策を推進します。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
社会福祉士による 相談窓口	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談業務において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	平川市地域包括 支援センター
高齢者虐待	高齢者虐待の早期発見と防止に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	平川市地域包括 支援センター
通いの場づくり	地域住民の交流を促進して社会的孤立を防ぐとともに、生きがいづくりや健康保持・介護予防を目的として、高齢者を含む住民が集う「通いの場」を運営する団体を支援します。	平川市地域包括 支援センター
権利擁護事業	高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を行います。成年後見に関する相談から受任までの総合的な支援を行うとともに、平川市社協自身も法人後見業務や監督業務を実施します。	社会福祉協議会
傾聴サロン	傾聴を学ぶ傾聴ボランティア養成講座を修了し、傾聴サロン活動に登録者された方と協力し地域で気軽に話しできる場、傾聴サロンを開催します。	子育て健康課 傾聴ボランティア

(2) 生活困窮者対策

生活困窮者は知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えています。

こうした課題を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことを認識した上で、自殺に至らないように、自立支援と連動させた効果的な対策を推進します。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
生活保護	要保護者に対し必要に応じ生活扶助、医療扶助、介護扶助等を実施します。	福祉課
要保護、準要保護	経済的理由により、就学困難な児童、生徒に対し、給食費や学用品等を補助します。	学校教育課
生活福祉資金貸付	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の申請窓口として、低所得者等の資金貸付に関する相談を実施します。	社会福祉協議会
たすけあい資金貸付	低所得者の自立支援と世帯更生を目的に生活資金の貸付けを実施します。	社会福祉協議会
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱える方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施します。	社会福祉協議会

(3) 勤務・経営者対策

平成21年度から、働きざかりの30歳代～60歳代に対し自殺予防のアプローチとなるうつスクリーニングを実施し、効果をあげているところです。

しかし、まだ全国平均に比べ自殺死亡率が高いことから、引き続き事業を実施する必要があります。

また、勤務、経営者対策については借金などの法的な問題が絡むことから、専門家からの支援の充実を図ります。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
うつスクリーニング事業	対象者にこころの健康度自己評価票を配布、回収し、判定結果を通知。陽性者には、保健師等が訪問又は電話で状況確認し抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方には、対面相談等を実施し、継続フォローや必要に応じて医療機関への受診勧奨等適切な支援につなげます。	子育て健康課
困りごと相談	司法書士、精神保健福祉士による総合相談を実施します。	子育て健康課
消費生活相談	住民への相談事業、法律相談を行います。必要に応じて関係機関や専門家へ繋いでいきます。	商工観光課 青森県消費生活センター 県弁護士会 他
広域法律相談所	弁護士を相談員に、平川市、大鰐町、田舎館村、藤崎町、西目屋村の社会福祉協議会が持ち回りで法律相談所を開設します。	社会福祉協議会

4 生きる支援関連施策について

各種窓口における通常の相談業務の際、自殺要因が見受けられる方を早期に発見し、その人に必要な支援や援助を行える担当につなげていくことにより、自殺の予防、「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」へとつなげていきます。

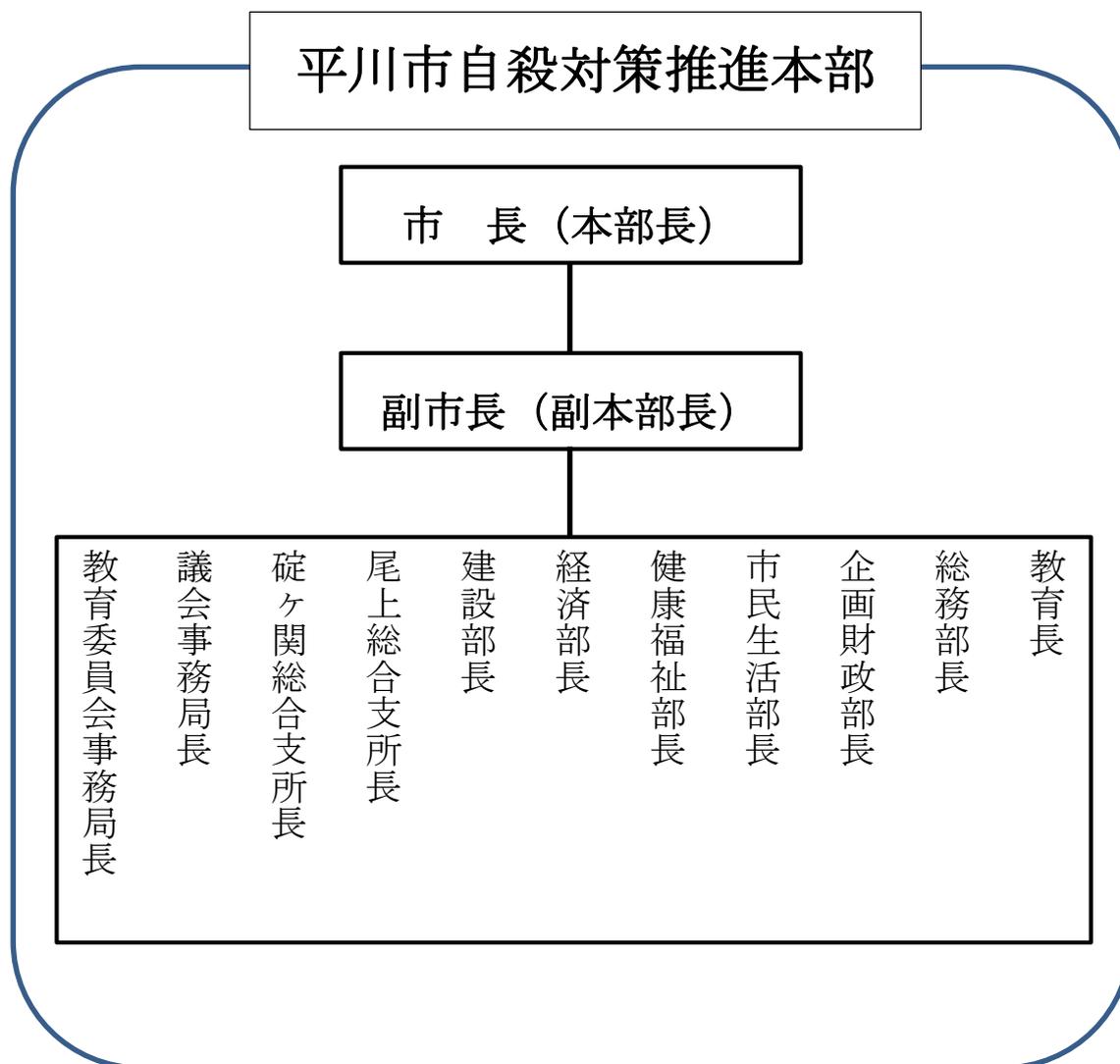
窓口担当職員については、ゲートキーパー研修を受講しスキルアップにつなげていくことも重要と考えられます。

取組・事業名	事業内容	担当課 協力団体
納税相談	市民から納税などに関する相談を実施します。	税務課
滞納相談	税金、各種利用料などを滞納している方に対し、窓口、または訪問による相談を実施し、必要に応じて適切な窓口へと誘導します。	税務課 上下水道課 施設建築課
窓口総合相談	各窓口において初期相談を受け付け、内容により適切な窓口へと誘導します。	市民課 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所
困りごと相談	司法書士、精神保健福祉士による総合相談を実施します。	子育て健康課
傾聴サロン	傾聴を学ぶ傾聴ボランティア養成講座を修了し、傾聴サロン活動に登録者された方と協力し地域で気軽に話しできる場、傾聴サロンを開催します。	子育て健康課 傾聴ボランティア
精神保健福祉士等による相談	市より委託された地域活動支援センターによる精神保健福祉に関する総合相談を実施します。	福祉課
ふれあい相談	学識経験者による一般相談のほか、司法書士を相談員とした特別相談、社会福祉士資格を所持した社協職員が相談を実施します。	社会福祉協議会

第5章 計画の推進体制

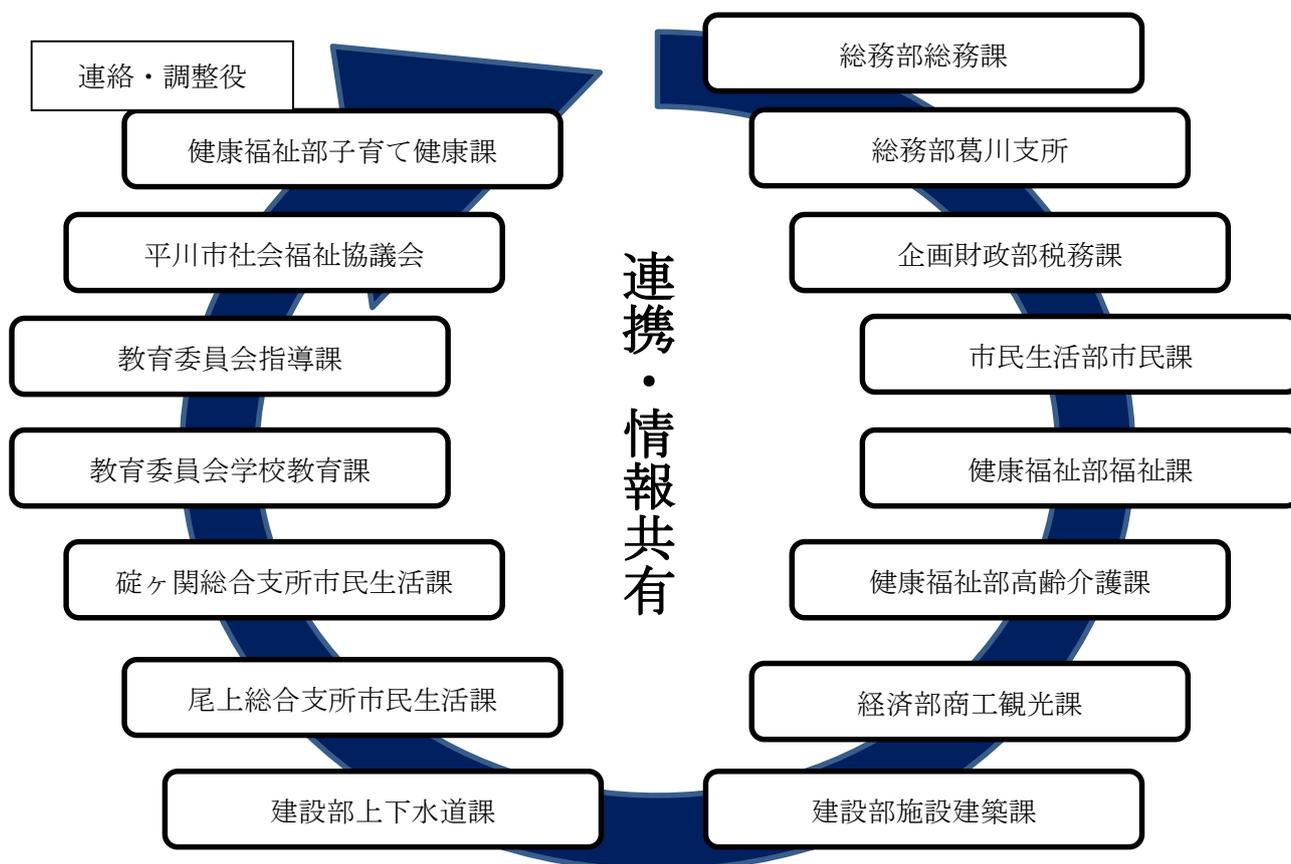
本計画に掲げた基本施策、重点施策等の事業内容及び生きる支援関連施策の実施状況については、毎年度「平川市自殺対策ネットワーク会議」内で情報収集、及び情報共有を行い、「平川市自殺対策推進本部」及び「平川市健康づくり推進協議会」内で随時報告し、市を挙げて自殺対策を推進していきます。

1 平川市自殺対策推進本部の体制について



2 平川市自殺対策ネットワーク会議の体制について

平川市自殺対策ネットワーク会議

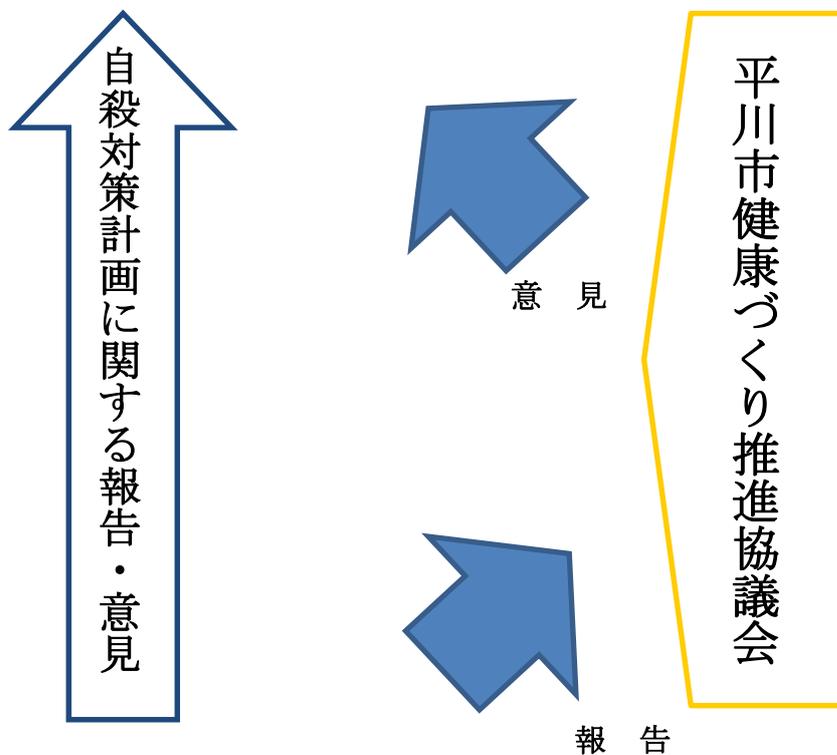


※ 平川市自殺対策ネットワーク会議は、基本的に窓口部署間の連携、情報共有の目的ため、窓口を有する部署を中心に招集しますが、必要に応じて他部署とも連携を図り、情報収集を行っていく予定です。

3 各団体との関わりについて

平川市自殺対策推進本部

- ・自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理
- ・自殺対策に関する諸施策の調整及び推進
- ・自殺対策に関する情報の収集及び連絡
- ・自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化



平川市自殺対策ネットワーク会議

- ・自殺対策のための連携強化及び情報交換
- ・自殺対策の推進

資 料

1. 平川市自殺対策推進本部設置要綱
2. 平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱
3. 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例
4. 平川市健康づくり推進協議会規則

平川市自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、平川市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び各部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(自殺対策ネットワーク会議)

第6条 所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に自殺対策ネットワーク会議を置く。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、平川市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は子育て健康課長とする。

3 副議長は子育て健康課長補佐とし、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる課及び団体の長とする。ただし、会議に出席できない場合は代理出席を認めるものとする。

- (1) 総務部総務課
- (2) 総務部葛川支所
- (3) 企画財政部税務課
- (4) 市民生活部市民課
- (5) 健康福祉部福祉課
- (6) 健康福祉部高齢介護課
- (7) 経済部商工観光課
- (8) 建設部施設建築課
- (9) 建設部上下水道課
- (10) 尾上総合支所市民生活課
- (11) 碓ヶ関総合支所市民生活課
- (12) 教育委員会学校教育課
- (13) 教育委員会指導課
- (14) 平川市社会福祉協議会

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例

平成27年9月18日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりに関する基本的な事項を定め、市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市の協働による健康づくりを推進することにより、市民の健康増進を図り、もって市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる健康長寿のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 町会及び市内において活動を行う市民で構成された団体をいう。
- (2) 教育機関等 市内の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所及び認定こども園をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。
- (4) 保健医療福祉関係者 市内において保健、医療及び福祉を提供する団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、主体的に健康づくりに取り組むこと。
- (2) 市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりに取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者の意見を反映させ、相互に連携して取り組むために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第7条 教育機関等は、健康づくり活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、児童及び生徒に対する健康教育の充実に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員の健康診断、検診の受診促進及び健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、保健指導、健康診断、介護予防、治療その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(健康づくりの推進)

第10条 市は、市民の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関すること。
- (2) 身体活動及び運動に関すること。
- (3) たばこ及びアルコールに関すること。
- (4) 保健指導、健康診断、がん検診等の疾病対策に関すること。
- (5) 歯及び口腔に関すること。
- (6) 心の健康づくりに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(自主的な健康づくりのための環境整備)

第11条 市は、健康づくりのための環境の整備を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 健康づくり活動を行う団体等への支援に関すること。
- (2) 健康知識を養うための教育及び研修の場の提供に関すること。
- (3) 運動の習慣化を促進するために必要な環境の整備に関すること。
- (4) 安心かつ安全な食材等の提供及び健康に配慮した食環境の整備に関すること。
- (5) 生涯にわたる健康づくりのための地域交流及び社会参加ができる環境の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくり環境を整備するために必要な事項

(人材育成及び活用)

第12条 市は、健康づくり施策を推進するため、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用を図るものとする。

(健康づくり推進協議会)

第13条 市民の健康づくりの推進に関する事項を調査審議するため、平川市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、健康づくり関係団体及び関係者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第13条第3項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。
- 3 この条例の施行の日以降最初に委嘱された協議会委員の任期は、第13条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月20日までとする。

平川市健康づくり推進協議会規則

平成18年1月1日

規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例（平成27年平川市条例第31号。以下「条例」という。）第13条第6項の規定に基づき、平川市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 条例第13条第3項に規定する健康づくり関係団体及び関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) 地域団体及び事業者の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(役員及び任務)

第3条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、市長の要請により、又は委員3分の1以上の要請があった場合、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が当たるものとする。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 協議会は、近年の社会環境の著しい変化に伴い、母子保健、生活習慣病予防、老人保健、健康増進等、保健需要の増大と多様化に即応するため、次の事項を調査審議する。

- (1) 公衆衛生その他の関連分野を包括した総合的な保健計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地域の特性、保健需要等の調査活動に関すること。
- (3) 健康教育の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日規則第23号)

この規則は、平成27年10月25日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。